

令和4年度 交通安全県民運動
令和4年秋の全国交通安全運動島根県実施要領

第1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

令和4年9月21日（水）から同月30日（金）までの10日間

第3 一斉行動の日

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1 県内一斉行動日 | 9月21日（水） |
| 2 シートベルト・チャイルドシート着用啓発の日（県内一斉） | 9月27日（火） |
| 3 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉） | 9月30日（金） |

第4 主唱

島根県交通安全対策協議会

（島根県、市町村、島根県警察本部、島根県教育委員会、（一財）島根県交通安全協会ほか）

第5 推進（協賛）機関・団体

別表のとおり

第6 運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

※「子供」とは、中学生以下をいう。「高齢者」とは、65歳以上をいう。

第7 運動の進め方

推進（協賛）機関・団体は、相互に連携を密にして、地域の交通実態やそれぞれの組織の特性に応じた具体的な実施計画を策定するとともに、傘下団体に対し、運動の目的及び重点等を周知し、県民参加型のきめ細かな運動を展開し、真に県民総ぐみの運動として効果が上がるよう努める。

また、各種広報媒体を活用し、広く県民に浸透する広報啓発活動を展開する。

第8 推進事項

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - 歩行者に対し、横断歩道の利用や信号遵守などの基本的交通ルールの周知と、自身を守るための安全行動として、手をあげるなど横断する意思表示の励行や横断中の安全確認の徹底を促す呼び掛けの推進
 - 歩行中児童の交通事故の特徴、高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育の推進
 - 日常生活や教育現場における、保護者や教育関係者からの幼児・児童への道路の安全な通行に関する教育の推進
 - 高齢者自身の身体機能の変化に対する的確な認識及び外出の時・場所を選択し危険を避け安全行動を補う「補償歩行※1」の周知と参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- (2) 歩行者の安全確保
 - 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
 - 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - 夕暮れ時や夜間の死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育の推進
 - 夕暮れ時の車両等の前照灯の早めの点灯
 - 夜間、対向車や先行車がないときのハイビームの活用
 - 自動車運送事業を始め事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- (2) 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - 交通ルールの遵守はもちろん、子供や高齢者、障がい者を始めとする他の交通に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナーの実践
 - 横断歩道手前における減速の励行や横断歩道における歩行者優先義務の遵守等による歩行者等保護の徹底
 - 運転者に対する歩行者保護意識の徹底を図るための交通安全教育や広報啓発の推進
 - 運転中のスマートフォンの使用等の危険性についての広報啓発の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
 - 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動※2の促進など、飲酒運転根絶への取組を推進し「飲酒運転を絶対に許さない」社会環境の醸成
 - 自動車運送事業者等による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施
- (4) 妨害運転等の防止
 - 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転の防止についての広報啓発の推進
 - 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進に関する広報啓発の推進
- (5) 二輪運転者等に対する広報啓発
 - 二輪車の特性の周知やヘルメット・プロテクターの着用による被害軽減効果の広報啓発
 - 販売事業者等と連携した電動キックボード等の利用者に対する安全利用についての広報啓発の推進
- (6) 高齢運転者の交通事故防止
 - 加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、運転能力に応じた慎重な運転に努める「補償運転※1」の励行など、高齢運転者に向けた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - 高齢運転者向け安全運転サポート車（サポカーS）※3の普及啓発
 - 運転免許証自主返納制度と返納者に対する各種支援施策の広報啓発及び安全運転相談窓口の周知
- (7) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
 - シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取り付け方法や、6歳以上でも体格に応じてチャイルドシートを使用することの必要性等の広報啓発の推進
 - 高速バス・貸切バス等の事業者に対する、乗客全員のシートベルト着用徹底のための指導・広報啓発の推進

3 自転車の交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底
 - 「自転車安全利用五則」※4を活用した街頭指導等による通行方法の周知と交通ルールの遵守の徹底
 - 二人乗りや並進等の禁止の徹底とスマートフォン・イヤホン等使用運転の危険性の周知徹底
- (2) 自転車利用者等の安全確保
 - 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進（令和4年4月27日から1年以内に施行見込み）
 - 幼児用座席乗車時のシートベルト着用及び、幼児二人同乗用自転車の危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
 - 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品の取付促進による自転車の被視認性の向上
 - 自転車の点検整備の励行、損害賠償責任保険や自転車保険への加入促進

※1 補償運転・補償歩行

危険を避けるため、外出する時と場所を選択し、十分な運転・歩行能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能・安全行動の低下を補うような運転方法・行動を探ることをいいます。



具体的に補償運転では

- 「余裕を持った運転計画をたてる」（運転準備）
- 「夜間や雨の日の運転を控える」（運転制限）
- 「後続車が迫って来たら脇によけて先に行かせる」（避難運転）
- 「ラジオなど聞かずに運転する」（運転集中）



などがあり、補償歩行では

- 「道路を横断するときは横断歩道を利用する。」
- 「明るい内に用事を済ませ、夜間の外出を控える。」
- 「夕暮れ時から夜間・日の出前の外出は必ず反射材を着用する。」
- 「横断中にも安全確認し、慌てずに横断する。」
- 「歩行者用信号が点滅したら、次に信号が青になるまで待つ。」

などがあります。

※2 ハンドルキーパー運動

仲間と飲食店などへ自動車で行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、飲酒後の仲間を自宅まで送るという飲酒運転を根絶するための運動です。



※3 高齢運転者向け安全運転サポート車（サポカーS）

高齢運転者の安全運転を支援する車で、衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い発進抑制装置等を搭載した自動車です。搭載される装置に応じて、サポカーアイワイド、サポカーアベーシック+、サポカーアベーシックに区分されます。



※4 自転車安全利用五則

（平成19年7月交通対策本部決定）

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



自転車保険の例

TSマーク（保険付帯）

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるマークで、傷害及び賠償責任保険（最高1億円）が付加されています。点検日から1年間有効。

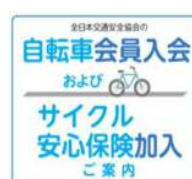
自転車安全整備店で取り扱っており、別途点検・整備費が必要となります。

TSマークの点検・整備を受けて、万が一に備えましょう。



サイクル安心保険

全日本交通安全協会の自転車保険制度
※ 詳細は下記のQRコードから



令和3年度交通安全ポスタークール入賞作品（島根県交通安全協会）



玉井 杏俐 さんの作品
松江市立出雲郷小学校



辻井 志貴子 さんの作品
島根県立東部高等技術校

別表

推進（協賛）機関・団体

(順不同)

(推進機関・団体)			
島市	根 町	県 村	島根県交通運輸産業労働組合協議会
島島	根 県 警 察 本 部	島根県商工会議所連合会	島根県商工会連合会
島島	根 県 教 育 委 員 会	西日本旅客鉄道株式会社米子支社	一畑電車株式会社
島島	根 労 働 局	一畑バス株式会社	一畑バス株式会社
中國運輸局	島根運輸支局	石見交通株式会社	石見交通株式会社
国土交通省	松江国道事務所	島根県公立高等学校長協会	島根県公立高等学校長協会
国土交通省	浜田河川国道事務所	島根県小学校長会	島根県小学校長会
島島	根 県 市 長	島根県中学校長会	島根県中学校長会
島島	根 県 町 村	島根県私立中学高等学校連盟	島根県私立中学高等学校連盟
島島	根 県 市 町 村 教 育 長	島根県国公立幼稚園・こども園長会	島根県国公立幼稚園・こども園長会
島島	根 県 交 通 安 全 協 会	島根県特別支援学校長会	島根県特別支援学校長会
島島	島根県高速道路交通安全協議会	島根県高等学校PTA連合会	島根県高等学校PTA連合会
島島	島根県安全運転管理者協会	島根県PTA連合会	島根県PTA連合会
島島	自動車安全運転センター島根県事務所	島根県幼稚園・こども園PTA連合会	島根県幼稚園・こども園PTA連合会
島島	島根県指定自動車教習所協会	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
島島	島根県地域交通安全活動推進委員協議会	島根県飲食業生活衛生同業組合	島根県飲食業生活衛生同業組合
島島	自動車事故対策機構島根支所	日本自動車旅行ホテル協会島根支部	日本自動車旅行ホテル協会島根支部
島島	島根県系統農協・警察防犯対策協議会	島根県病院協会	島根県病院協会
島島	島根県交通安全母の会連合会	島根県小売酒販組合連合会	島根県小売酒販組合連合会
島島	島根県連合婦人会		
島島	日本自動車連盟島根支部		
島島	島根県社会福祉協議会		
島島	島根県老人クラブ連合会		
島島	島根県保育協議会		
島島	島根県消防協会		
島島	島根県公民館連絡協議会		
島島	島根県旅客自動車協会		
島島	島根県トラック協会		
島島	島根県建設産業団体連合会		
島島	島根県二輪車普及安全協会		
島島	島根県自動車整備振興会		
島島	島根県自動車販売協会		
島島	島根県軽自動車協会		
島島	軽自動車検査協会島根事務所		
島島	島根県中古自動車販売協会		
島島	島根県自転車軽自動車商協同組合		
島島	島根県石油商業組合		
島島	日本労働組合総連合会島根県連合会		
島島	島根県連合青年団		
島島	島根県友愛会		

(協賛団体)

日本道路交通情報センター松江センター
 朝日新聞松江総局
 NHK松江放送局
 フジエフエム山陰
 共同通信社松江支局
 山陰中央新報
 TSKさんいん中央テレビ
 BS山陰放送
 産経新聞
 時事通信社松江支局
 新日本海新聞
 中国新聞
 中国新聞
 日本海テレビ
 日本経済新聞
 毎日新聞
 読売新聞
 島根日日新聞
 島根県ケーブルテレビ協議会